

来年4月から 『無期転換ルール』 本格化!

もうすぐ更新!



Q 私はスーパーで1年ごとに契約更新して働いていますが、ずっと更新してもらえないか不安です。

A 「無期転換ルール」とは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を越えたとき、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換でき

来年4月から「無期転換ルール」が本格化

最近、通算5年を越えて契約すると無期契約に転換できると聞きました。本当ですか。

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を越えたとき、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるという、労働契約法に基づいたルールです。有期労働契約と同一の条件となります。

①通算契約期間のカウントは2013年4月1日以後に開始した有期労働契約を対象とするので、18年4月1日以降、要件を満たす有期労働契約労働者に、期間の定めのない労働契約への転換を申し込む権利(無期転換申し込み権)が発生します。

②無期転換申し込み権の発生後、この労働者が会社に対して無期転換の申し込みをした場合、無期労働契約が成立します。

③無期転換後の給与や待遇等の労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある限り、有期労働契約の開始時と同じです。

④無期労働契約の開始は、申し込みの有期労働契約が終了する日の翌日からです。

質問のケースでも、来年度4月1日以降に5年を越えて契約する場合は、無期労働契約への転換を申し込むことができます。申し込みは口頭でも有効ですが、後々のトラブル防止のため、書面で行うことをお勧めします。様式については「有期労働契約労働者の無期転換ポータルサイト」を参考にしてください。詳細は鳥取労働局雇用環境・均等室へ。